

奈良ギター合奏団会則

平成27年1月11日

1. 名称 この会の名称は「奈良ギター合奏団（以下「本会」という）と称する。
2. 目的 本会は、ギター演奏を通じてギター音楽の普及と地域文化の発展に寄与することを目的とする。
3. 事務局 本会の事務局は、代表者宅（奈良市朱雀5丁目2-3-12-302）に置く。
4. 活動内容 原則、月2回の練習により、毎年定期演奏会を開催すると共に、公民館の文化祭や各種団体の催し物等に参加することを目標として活動する。
 - ・ 練習日・・・・・・月2回（第2・第4日曜日）
 - ・ 定期演奏会・・・・年1回（9月または10月）
 - ・ その他・・・・・・ 出演要請の都度、協議の上、決定するものとする。
5. 役員 本会は次に掲げる役員を置き、会の運営に当たる。
 - 代表 1名
 - 副代表 2名
 - 会計 1名
6. 入会・脱会 随時
7. 会費 会費は1,000円/月（入会金なし）とする。
8. その他
 - (1) 公民館などで主催する事業の奉仕活動に参加・協力すること。
 - (2) 練習を行う為の会場予約当番・演奏会の会場予約・楽譜の手配・演奏会の準備に参加・協力すること。
 - (3) 本合奏団はギター教室ではない為、個人的な指導は行わない。
 - (4) 入会時に楽器（ギター）を持っていること。
 - (5) 会の運営・行事参加の決定等、あるいは諸問題が生じた場合は、都度メンバーで協議して決定する。